

KPMG Japan e-Tax News

No.268 1 August 2022



税務情報

経済産業省 - 特別試験研究費税額控除制度ガイドライン〔令和3年度 Ver.1.0〕の公表

経済産業省は**7**月**27**日、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)に関する情報を集約している<u>「特別試験研究費税額控除制度について」</u>というページにおいて、以下のガイドラインを公表しました。

■ 特別試験研究費税額控除制度ガイドライン〔令和 3 年度 Ver.1.0〕(PDF 1.616KB)

2021 年度税制改正では、特別試験研究費に係る税額控除制度について、たとえば以下の改正が行われました。

- (1) 特別試験研究費の額の対象となる試験研究費のうち、他の者との間で行われる共同研究及び委託研究について、成果活用促進事業者と共同して行う一定の試験研究及び成果活用促進事業者に対する委託研究が追加された。
- (2) ガイドラインにおいて以下の運用の改善が行われることとされた。
 - 原材料費、人件費及び経費を確認するための必要書類の明記
 - 特別試験研究費の額に関する第三者及び共同研究等の相手方の確認手 続の明確化

今回公表されたガイドラインは、2019 年度版の特別試験研究費税額控除制度ガイドラインに上記の改正内容等が反映されたもので、上記(2)については、共同研究・委託研究の相手方ごとに整理された制度の解説において、たとえば以下のような内容が示されています。

【第三者による確認】

下記の内容が示されているほか、各費用(原材料費、人件費及び経費)の確認ポイント、証憑例及び確認方法をまとめた表が掲載されています。

• 第三者(公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人等)による確認の趣旨は、特別試験研究費としての妥当性についてエビデンスを基に確認すること、すなわち、エビデンスを基に合理的に特別試験研究費とは考えられない費用が混ざっていないか否かを確認することである。



- あくまで特別試験研究費として認められないものがないかを確認することが目的であるため、証憑類を全て確認すること自体が目的に陥らないように留意し、確認を行う第三者は費用対効果を踏まえてメリハリのある対応をしてほしい。
- 作業を効率的に行うため、税制活用企業、共同研究・委託研究の相手方、確認を行う第三者の間で、必要な書類や手続について、あらかじめ共通認識を 形成することが重要である。

【共同研究・委託研究の相手方による確認】

- 相手方による確認は、実際に共同研究・委託研究のために支出した費用であることを担保するものであり、第三者による確認とは異なり、特別試験研究費として不適切なものが混ざっていないかどうかという観点からの、個別の費用に関する証憑との突合等までは求められていない。
- 実務においては、まず税理士等の第三者が共同研究・委託研究に係る試験研究費に関して「第三者による確認書」本体及び別添資料等を作成し、共同研究・委託研究の相手方がその報告書や別添資料の記載内容について確認するといった、いわば申告法人や第三者による報告書に対する「同意」のようなことも行われているようであるが、法令上はこのような方法で手続を行っても問題ない。

なお、本ガイドラインの「Ⅲ. 参考様式」には、第三者による確認書(参考 3) 及び相手方による確認書(参考 4)の様式例が掲載されています。

(本ガイドラインは 2021 年度の Ver.1.0 として公表されたものであり、2022 年 3 月 31 日時点の条項に基づいて解説されているものですので、今後、さらなる 改訂版の公表が想定されます。)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com home.kpmg/jp/tax ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている 状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努め ておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではあり ません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショ ナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by quarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.